附　則

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第七号様式（第十五条の二関係）

（表　面）

第　　号　　年　　月　　日（有効期間３カ年）

写真

所属局部課名

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

国家戦略特別区域法第13条第10項の規定による

立入検査証

都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印

6cm

8.5cm

（裏　面）

国家戦略特別区域法抜粋

（旅館業法の特例）

第十三条　（略）

２～８　（略）

９　都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求め、又はその職員に、認定事業の用に供する施設その他の施設に立ち入り、認定事業の実施状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

10　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

11　第九項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12～14　（略）

15　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二　（略）

16　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。